

令和４年度 「外国人学校における保健衛生環境整備事業」
(全国プラットフォーム事業 及び 地域における外国人学
校の保健衛生の確保に係る調査研究事業)

公募要領 Q&A

[Ver. 3]

令和４年６月７日

文部科学省 大臣官房国際課

「外国人学校における保健衛生環境整備事業」（全国プラットフォーム事業 及び地域における外国人学校の保健衛生の確保に係る調査研究事業）の公募の実施に当たっては、本 Q&A も参照の上、事業計画書を作成のこと。

※ なお、本 Q&A については、公募説明会での質問等を受け、追加・補足等が行われる場合があることに留意すること。

【更新履歴】

令和 4 年 5 月 16 日	ver.1 公表
令和 4 年 5 月 26 日	ver.2 公表
令和 4 年 6 月 7 日	ver.3 公表

【両事業に共通の事項について】

※令和4年6月7日追加

Q1-1 対象となる「外国人学校」はどのような学校を想定しているか。

A1 本事業における「外国人学校」は、専ら外国人の子供の教育を目的とした施設であり、都道府県から各種学校認可を受けている施設及び認可外の施設を含む。

※令和4年6月7日追加

Q1-2 「『専ら外国人の子供の教育を目的とした施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議』の最終とりまとめも参照のこと」とあるが、当該資料はどこから入手できるか。

A2 以下のページにおいて公表している。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/mext_00001.html

※令和4年6月7日追加

Q1-3 連合体（複数の団体によるコンソーシアム）で申請を行う場合、申請手続きはどのように行えばよいか。

A3 代表する団体（代表団体）から申請を行うこと。連合体の構成団体名及び構成団体の概要等は事業計画書に記載すること。また、代表団体及び構成団体に必要な要件や提出書類については公募要領等を参照いただきたい。

なお、連合体により事業を実施する際は、代表団体から構成団体への支出も再委託として取り扱う必要があること、また「地域における外国人学校の保健衛生の確保に係る調査研究事業」については、代表団体は地方自治体である必要があることに留意すること。

※令和4年6月7日追加

Q1－4 事業計画書にある「本事業の実施に関連する実績」について、官公庁との連携の実績については、どのようなものを記載したらよいか。

A4 各省庁の審議会や有識者会議の委員への選任、各省庁実施事業において採択された実績等があれば記載すること。なお、地方自治体での有識者会議の委員への選任や事業における採択実績についても、記載いただければ参考とする。

※令和4年5月26日追加、6月7日修正

Q1－5 事業内容に記載の業務内容をすべて初年度から実施しなければならないか。

A5 原則としてすべての事業内容について、初年度から取り組んでいただきたいが、初年度については、契約締結後の事業実施期間が短くなることが想定されるため、やむを得ない事情等がある場合には、それを踏まえた実施方針を事業計画書に記載するとともに、初年度末に提出いただく調査報告書に、次年度に向けての検討・取組状況を明記いただきたい。なお、毎年度、事業の実施状況について、評価又は確認を行い、事業の継続の可否を判断した上で、契約の締結は年度ごとに実施する。

【全国プラットフォーム事業の公募内容について】

Q2-1 事業内容（１）「多言語での情報発信等」において想定される情報発信媒体、及び情報発信の内容はどのようなものか。

A1 ウェブサイト、メールマガジン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を通じて、以下のような内容を発信することを想定している。

なお、ウェブサイトからの情報発信は必ず実施すること。

- ・ 政府から一条校※向けに発信される保健衛生に係る事務連絡
 - ・ 外国人学校の保健衛生の確保に資する関連情報・イベント情報
 - ・ 多言語対応可能な医療機関等の情報
 - ・ 地方自治体の相談窓口（保健所等含む）等の情報
 - ・ 地方自治体や外国人学校の保健衛生に関する取組の好事例 等
- ※ 一条校：学校教育法第一条に規定される、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等のこと。

Q2-2 事業内容（１）「多言語での情報発信等」において想定されている情報発信の効果検証の方法としてはどのようなものがあるか。

A2 例えば、以下の取組を通じて検証することが考えられる。

- ・ ウェブサイト、SNS等の閲覧数の解析
- ・ メールマガジン登録者へのアンケート調査（満足度や情報発信の活用度等） 等

Q2-3 事業内容（２）「多言語での外国人学校の保健衛生に係る相談対応」において想定されている相談内容はどのようなものか。

A3 例えば、以下のような相談内容が考えられる。

- ・ 外国人学校における保健衛生対策の実施に当たっての相談（外国人学校における保健衛生対策の取組事例、一条校における保健衛生の取組の紹介、地方自治体の相談窓口の紹介等）
- ・ 外国人学校の新型コロナウイルス等の感染症対策に関する相談
- ・ 多言語対応可能な医療機関についての相談
- ・ 地方自治体の相談窓口（保健所等含む）についての相談 等

Q2-4 事業内容（４）「セミナーや研修会等の開催」において想定されている内容はどのようなものか。

A4 例えば、以下のような内容について扱うことが考えられる。

〔セミナーや研修会等の内容〕

- ・ 本事業における取組の紹介
- ・ 外国人学校向けのガイドライン等、保健衛生の確保に当たっての参考情報等の紹介
- ・ 近隣の地方自治体や外国人学校等の課題や取組の紹介
- ・ 地方自治体職員や外国人学校の教職員を対象とした保健衛生の取組に関する研修 等

〔シンポジウムの内容〕

- ・ 本事業における相談対応・情報発信等の取組状況
- ・ 「地域における外国人学校の保健衛生の確保に係る調査研究事業」の採択自治体における取組の紹介
- ・ 本事業の取組に向けた方策についてのパネルディスカッション 等

Q2-5 事業内容（５）「外国人学校の保健衛生の確保に有益な情報の収集・整理」において、収集・整理する情報として想定されているのはどのようなものか。

A5 例えば、以下のような内容について収集・整理することが考えられる。

- ・ 認可外を含む外国人学校に関する基礎情報（名称、設置者、学校規模等）や保健衛生の実態（健康診断の実施状況等）
- ・ 外国人学校の保健衛生の確保に資する関連情報・イベント情報
- ・ 多言語対応可能な医療機関等の情報
- ・ 地方自治体の相談窓口（保健所等含む）等の情報
- ・ 外国人学校における保健衛生に関する取組の好事例
- ・ 外国人学校の保健衛生対策に関する情報 等

Q2-6 事業内容（7）に記載の、事業を実施するに当たっての対応言語について、何語を想定しているか。

A6 当該言語を主に使用している外国人学校が存在する言語について、対応できる体制を整えることが望ましく、英語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語等の5言語程度が想定される。

※令和4年6月7日追加

Q2-7 事業内容（7）において、「保健衛生の相談対応の実施に当たっては学校保健又は医療の専門家を1名以上配置すること」及び「英語、ポルトガル語を含む複数言語での対応が可能な体制を整備すること」と記載があるが、具体的にどのような体制を想定しているか。

A7 前者については、学校保健又は医療の見地に基づき、Q2-3に示したような相談に対応できるよう、1名以上の専門家を配置いただきたい。一方で、相談内容に応じて異なる専門家が対応する必要がある場合には、複数の専門家で分担して対応することも想定される。

後者についても、Q2-6に示すような言語について対応できるよう、1名以上の担当者を配置いただきたい。一方で、それぞれの言語について、異なる担当者が対応する場合には、複数の担当で分担して対応することも想定される。

【地域における外国人学校の保健衛生環境の確保に係る調査研究事業の公募内容について】

Q3－1 事業内容（２）「地域の外国人学校の保健衛生の確保に向けた関係者会議等の開催」において扱う内容として想定されているのはどのようなことか。

A1 例えば、以下のような内容について検討することが考えられる。

- ・ 外国人学校の基礎情報の把握・整理
- ・ 外国人学校における保健衛生に関する課題の整理
- ・ 外国人学校における保健衛生の確保に向け有効な方策
- ・ 地方自治体内の関係部署（各種学校主管部局、国際交流部局、保健部局、教育委員会等）
- ・ 地域の関係団体間の役割分担の整理・支援体制 等

Q3－2 事業内容（３）「地域の外国人学校における保健衛生の確保に向けた取組の支援」において、取組の内容として想定されているのはどのようなものか。

A2 例えば、以下のような内容について実施することが考えられる。

- ・ 外国人学校に対する保健衛生に関する相談対応
 - ・ 外国人学校に対する保健衛生に関する情報発信
 - ・ 地方自治体職員による外国人学校への訪問、状況把握及び対策の検討
 - ・ 外国人学校への学校医・保健師・養護教諭・臨床心理士等の医療・保健衛生・心のケアの専門家による巡回
 - ・ 外国人学校の教職員向けの保健衛生に関するセミナーや研修
 - ・ 外国人学校に通う子供に対する健康診断に関する啓発活動や研修
- 等

Q3－3 事業内容（５）「本事業の実施に当たっては、関係団体との連携の上、実施すること。」とあるが、具体的な連携先として想定されるのはどのような団体か。

A3 例えば、以下のような関係団体と連携を図ることが考えられる。

- ・ 地方自治体内に立地する外国人学校
- ・ 他の地方自治体

※特に、都道府県が受託団体の場合、対象となる外国人学校が立地する市町村との連携は必ず行うこと。市町村が受託団体の場合、都道府県及び近隣の地方自治体と連携することが望ましい。

- ・ 外国人学校や学校保健に関する有識者
- ・ 医療機関、医師会等の医療関係者
- ・ 養護教諭、学校医等の一条校の学校保健関係者
- ・ 国際交流団体
- ・ 外国人コミュニティ
- ・ NPO等、外国人を対象とした支援団体
- ・ 外国人を多く雇用している企業 等

※令和４年６月７日追加

Q3－4 地方自治体以外の団体が地方自治体と連携して本事業に申請することは可能か。また、連携先の地方自治体についてはどのように探したらよいか。

A4 地方自治体との連合体の形で申請をいただくことは可能。

なお、申請の主体（代表団体）は地方自治体である必要があるため、申請に当たっては、近隣の地方自治体や協力が得られそうな地方自治体にお声がけした上で地方自治体から申請いただきたい。連合体により事業を実施する際は、代表団体から構成団体への支出も再委託として取り扱う必要があることに留意すること。

※令和4年6月7日追加

Q3－5 採択数は2件を予定しているとのことだが、どのような地方自治体を想定しているか。

A5 現時点では、2件の採択先で、それぞれ異なる状況下での調査研究事例を収集できることを期待しており、都道府県から1自治体、市町村から1自治体を採択することを想定しているが、応募状況等を踏まえ審査委員会において決定する。

(以上)